

金山町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する条例（案）に関する意見募集結果

標記の件について、意見公募（パブリックコメント）を実施しましたので、その結果及びお寄せいただいた意見に対する町の考えをお知らせします。

- 1.意見募集期間 令和8年3月16日（月）～令和8年4月17日（金）
- 2.提出意見 7名の方から21件のご意見がありました。（重複した意見等あり）
- 3.意見の内容及び町の考え方

No.	項目	意見の趣旨	町の考え方
1	説明会について	条例案では資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」の適用を受けないことから、形式的でなく、円滑で実質的な説明会の開催が担保されるよう、説明会の具体的事項について、同ガイドラインを適用するか、それに準じた基準を規則で定めることが望ましいと思います。	ガイドラインでは、説明会を実施すべき事業の範囲を示していますが、条例案でも同様の範囲としています。 また、ガイドラインでは、説明会の要件を示しておりその要件を満たさない場合は、事業認定とならないため、条例で説明会の具体的な内容等やガイドラインの準用についての規定は行いません。
2	説明会について	事業者は反対があっても住民に理解されるように説明会等を開き、住民が反対するのであれば開発が中止となるよう変更して欲しい。 (同様のご意見が複数ありました)	近隣住民等の同意を条件にすることについては、財産権・営業権に抵触するおそれがあり、法令の範囲内で条例制定を原則とする町条例においては、困難であると考えます。また、条例案では説明会開催を明記するとともに、住民等の理解を得よう努める旨を記載しています。
3	審議会について	審議会メンバーについて、区長を含め幅広く一般住民にも広げて欲しい。	審議会の委員は、10人以内の方を町長が任命することになります。また必要に応じて専門委員若干名を置くことができます。人選にあたっては、学識経験者のほかにも地域の実情に精通している関係区長を含めるなど、幅広い人選に努めます。
4	生活環境等への影響について	苦情や生活環境等への悪影響が認められた場合、被害防止措置を実施し効果が無い場合は速やかに中止・復旧するよう変更して欲しい。	条例案では、複数箇所では生活環境等保全について記載しています。また、第22条では必要に応じて助言、指導及び勧告を行うことができるとしております。
5	開発事業者について	開発事業者が撤退した場合に備え、各種自然環境の復旧技術・資金を有しない場合は参入できない旨を追加して欲しい。	条例案では、事業者の責務として、維持管理や将来の発電設備の廃棄等に要する費用の確保を掲げています。同意にあたっては、運用や事業廃止後の措置に関し協定を結ぶ予定です。 また、10kW以上の事業用太陽光パネル等の廃棄に関する制度については、既に再エネ特措法により、FIT/FIP認定事業に関する積立は義務化されており、現在、国によりその他の事業に関する検討も進められているところであり、本町としてもその動向を注視しています。
6	発電規模等について	どの程度の電力が見込めれば実施を前向きに考えるか、町としての考えが明確になっていると自然環境の調和も考えやすいと思う。	条例案では、無秩序な発電設備等の設置に伴う、自然環境・生活環境・景観への影響や土砂災害等の諸問題に対応することを目的としており、「再エネの活用」については条例の目的になじまないことから含めていません。発電規模の大小にかかわらず自然環境との調和は必要と考えます。
7	景観と自然環境への配慮について	景観上、生産井の設置位置や配管には特に注意が必要。また、配管布設には森林伐採が必要となるため、土砂流出等の可能性がある。稼働できる生産井の上限を設ける必要があると思う。 (同様のご意見が複数ありました)	町条例で発電設備等の面積上限や地熱発電の生産井の上限等を規制することは非常に難しいものと考えておりますが、条例案第15条に記載のある審議会で意見を聴取するとともに、規則で具体的な抑制区域を指定します。
8	環境改善事業について	自然環境への配慮・保全が行われても将来的に悪影響がでる可能性がある。条例中に事業者の取組みとして環境改善事業が含まれると好感が持てる。	条例案では第5条事業者の責務、第9条配慮事項として掲げ、趣旨を反映させております。
9	再生可能エネルギーの開発規模について	再生可能エネルギー事業について、開発規模の上限を定めるべきである。条例で一定以上の面積の開発を禁止することが難しい場合は「許可制」として規制を高めて欲しい。	条例案では発電出力10kW以上を対象とし、上限は規定しておりません。メガソーラーや大規模風力発電などを条例で規制している例はありますが、非常に難しいものと考えております。

10	禁止区域等の指定について	<p>条例案では抑制区域のみの指定かつ届出制となっていることから、禁止区域の指定と許可制の採用について検討をお願いします。</p> <p>(同様のご意見が複数ありました)</p>	<p>「禁止区域」は、事業者の自由や権利を制約するものとなりますので、町独自には設定しない考えで、国や県の規制により担保されるものと考えております。「抑制区域」設置については、地すべり防止法、土砂災害防止対策の推進に関する法律や森林法等による許認可が必要となる場合がありますが、条例において、それら法律の規定を上回る規制をかけることは、地方自治法第14条の規定(地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるとする旨の規定)により難しいものと考えており、条例案では、「町長の同意を得なければならない」としております。</p>
11	抑制区域について	<p>抑制区域内での開発は「許可制」、抑制区域外では「届出制」として欲しい。</p>	<p>この条例では、「届出・同意制」の形をとっていますが、同意がなければ事業が実施できないため、「届出・許可制」と同様の意味を持つと考えております。抑制地域内では、国や県の規制があり、その条件をクリアしたものを受け付けるため、町では、行為の出発点が原則禁止でなく原則自由の点から始まると考えるため、同意制としました。</p> <p>また、許可制となると町が許可を出すことになり、国県に対し、町民の意見を申し入れたりできなくなる恐れがあります。なお、町内においては、抑制区以外でも区域内と同じ手続きが必要となります。</p>
12	保全や配慮の対象について	<p>保全や配慮する対象として、地域で守られてきた石造物等について指定文化財以外でも配慮を義務付けていただきたい。</p> <p>(同様のご意見が複数ありました)</p>	<p>地域で守られてきた石造物等の保全を図ることは、条例案第9条で定める配慮事項の中の、生活環境の保全、地域住民等への対応で網羅されていると考えます。</p>
13	住民等の定義について	<p>住民等の定義について、「事業区域」に限らず町内に居住する住民及び所在する法人その他の団体に広げてもらいたい。</p> <p>(同様のご意見が複数ありました)</p>	<p>条例案では事業区域と事業区域の周辺も「住民等」の区域に含めており、予定場所周辺に居住等をしていて、生活上の影響が考えられる範囲を「住民等」と定義しています。</p> <p>なお、条例案では、「住民等」以外の者が、住民説明会に参加することや、意見を述べることを制限していません。</p>
14	事前モニタリングについて	<p>通常時の状態把握のため、事前モニタリングを町が実施することを強く要望します。それが実施される前提で、①事業者の責務として継続的な温泉資源のモニタリング②事前モニタリング結果から大きな変化があった場合の速やかな報告③原因の特定と温泉資源の回復のための措置、を条例に加えていただきたい。また、発電事業者継続的な環境モニタリングを義務付けていただきたい。</p> <p>(同様のご意見が複数ありました)</p>	<p>地熱発電では通常、事業を実施前に、ボーリング調査を含めたポテンシャル調査が行われます。その結果を基準として継続的なモニタリングを行うよう協定を結びます。</p> <p>また、本条例案のみでは、地熱開発に伴う個別の案件に対応できないため、今後、地熱開発に特化した条例等策定の必要性についても研究してまいります。</p>
15	事業者が確保すべき資金について	<p>「事業者が確保すべき資金」に事業を廃止した場合に事業区域の原状回復のための資金も含めるべきだと思います。</p>	<p>条例案第5条第4項第3号事業の廃止に要する費用に含まれると解します。発電事業終了後の原状回復の義務化に関しては、事業者の権利保護の観点から、法的に困難であるという見解です。そのため、本条例では、発電事業廃止後の原状回復を努力義務として規定し、原状回復のあり方等について適切に事業者を指導してまいります</p>
16	抑制区域について	<p>抑制区域だけでなく「禁止区域」も町として定め、開発しない区域を決めていただくことを強く要望します。</p>	<p>町独自の禁止区域を設定する考えはありません。国・県の許認可が下りない地域を、禁止区域とすることは重複することになるため、あらためて禁止区域の設定はいたしません。</p>
17	適用を受ける事業について	<p>既存の温泉を採取している井戸を利用した地熱発電事業を条例の適用除外としていますが、除外すべきではないと思います。既存井を使う場合でも生活や自然環境への影響が考えられます。</p>	<p>既存井を使用する地熱発電は、小規模でありかつ地元の関係者が事業を行う場合が多く、規制の対象にすべきではないと考えております。「地域共生型の再生可能エネルギー」には積極的に取り組むべきと考え、適用除外としています。</p>
18	審議会について	<p>事業への同意には、町長だけでなく審議会の同意も必要とすべきだと思います。また、審議会メンバーを施行規則で明らかにし、区長や一般住民を含めることを希望します。</p> <p>(同様のご意見が複数ありました)</p>	<p>審議会は、町長の諮問に応じ、案件を調査審議するために設置するものです。町長は、審議会の意見を重く受け止め、最終判断をすることになります。</p>

19	維持管理と報告について	<p>住民から苦情等があったときは、事業者の報告義務にとどめず、一定期間内に改善が見られない場合は、町長が事業を中止することができるなど町が主体的に事業者に対応を求める形にして欲しい。これは条例案中の「助言、指導及び勧告」に含める形でも良いと思います。</p> <p>(同様のご意見が複数ありました)</p>	<p>町に事業を中止する権限はありません。「助言、指導及び勧告」に留まるのはこのためです。再エネ特措法においては、FIT/FIP認定事業者に対し関係法令の遵守が求められており、自治体の条例もその対象に含まれます。このため、条例に基づく指導・勧告や公表の状況については、必要に応じて国（経済産業省）等の関係機関に情報提供を行い、同制度における対応の検討につながるよう連携を図って参ります。</p>
20	その他	<p>再生可能エネルギー開発全般に反対するのではなく、問題はその規模と誰が主体となるかであり、大事なことは町が主体となることと思います。町として再エネルギー開発を推進するのであれば、町が主体となって町民に利益が還元されるよう、町が一部出資して地域新電力会社を立ち上げることを提案します。</p>	<p>条例案では目的や基本理念において、自然環境への配慮、地域社会の発展への寄与、町民が恩恵を享受することなど、ご意見の趣旨を反映していると考えています。新電力会社については、今後の検討課題と致します。</p>
21	その他	<p>都会の消費社会の犠牲になるような地熱発電所ができてしまったら、町最大の魅力に悪影響が出てしまうと強く感じます。</p>	<p>条例案や関係条例等の適正な運用や様々な施策を通じて、本町の良好な自然環境の保全に努めてまいります。</p>